



防災組合ニュース

THE BOSAI KUMIAI NEWS

日本防災設備協同組合 ●東京都文京区本郷一丁目15番6号 電話 03-3813-9650(代)

URL <http://nichibou.main.jp/>

事務連絡 nichiboukyou1@io.ocn.ne.jp

営業連絡 nichiboukyou2@dune.ocn.ne.jp

社内回覧

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

11月度理事会の概要	1
------------	-------	---

情 報

◎消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（消防庁官告示）の一部を改正する件（案）等に対する意見募集結果、告示の公布及び今後の対応	総務省消防庁	...	5
◎消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件等について	消防庁予防課	...	6～7
◎官報（号外254号） 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件	消防庁告示第19号	...	8～18

事務局だより

・組合行事予定及び組合員情報	...	19
・共済制度について	...	19
・注文は今後も FAX で	...	19

11月度理事会概要

開催日時： 平成25年11月21日（木）14時00～16時00分
開催場所： 文京区民センター2階 C会議室
文京区本郷4-15-14
理事総数： 10人
出席理事数： 10人

(1) 理事長挨拶

皆様、参集ご苦労様です。

今年も余すところ1か月となりました。段々気ぜわしくなってきましたので、お体に気を付けてください。

それでは只今から、11月度理事会を式次第にそって進めてきたいと思えます。宜しくお願ひします。

(2) 業務報告

① 事務局運営・渉外

- ・組合員情報：9月30日 テクノ防災サービス（株）退会。
- ・11月14日（木）事務局・水落課長、東京消防庁本郷消防署から
火災予防業務協力功勞者として表彰された。
- ・12月19日（木）忘年ボウリング大会 於・高田馬場
- ・12月3日（火）東京第4支部会 於・羽幌（吉祥寺）
- ・（一財）神奈川県消防設備安全協会・顧問（元理事長）：黒沢貞夫氏
逝去。11月21日告別式、弔意（生花）。

② 広報

- ・防災組合ニュース11月10日号 発行。
組合員各位へ新年賀詞交歓会の案内を同封。

③ 教育

- ・10月11日（金）消防設備士受験準備講習会甲3実施。
- ・11月7～8日（木・金）消防設備士受験準備講習会甲4実施。
- ・1月 防排煙設備実務講習会予定。

④ 福利厚生・企画

- ・12月19日（木）ボウリング大会・忘年会（高田馬場 BIGBOX）

・ 1月16日（木）新年賀詞交歓会（東京ガーデンパレス）

⑤ 財務

売上は横ばいで財政収支に楽観はゆるされないが、キャッシュフローにおいての支障はない。

⑥ 共同購買

下半期に入って持ち直しつつある。今後の売上増を期待しているが予断は許されない。引き続き、共同購買事業への各位のご理解・ご協力を引き続きお願いする。

⑦ 開発：特になし。

⑧ 研究部会

組合扱い商品候補について。

- ・ 候補製品を購入し、実際に使って調査を行っている。
- ・ 本製品の評価等のため調査委員会を11月11日立ち上げた。

次回11月22日開催の予定。

⑨ 青年部会

11月8日（火）、「救急救命士」研修会（本郷消防署による講習会）を実施した。有意義な講習会であった。

⑩ 防排煙設備検討委員会

- ・ 「防排煙設備実務必携Ⅱ」の編集を終え、印刷の費用見積等を行う。

⑪ 支部運営促進

12月3日（火）午後6時30分～

東京第4支部会実施の予定。羽幌（吉祥寺駅前）

⑫ その他の事業：特になし。

（3）議案の審議

第1号議案 年末年始諸行事について

・ 12月19日（木）

午後6時00分～7時30分 ボウリング大会
於：高田馬場 BIGBOX

午後7時30分～9時00分 忘年会・表彰式
於：「ゆずの小町」

・ 平成26年1月16日（木）

午後3時00分～5時00分 新年賀詞交歓会

於：東京ガーデンパレス

*1月度理事会 午後1時00分～2時30分

- ・三役新年挨拶廻り
 予定： 1月10日（金）
- ・1月6日（月） 東京消防庁出初式
 出席予定：松原理事
- ・1月6日（月） （一社）全国消防機器協会・新年名刺交換会
 出席予定者：永井理事長、岡野事務局長
- ・1月8日（水） 東京都中小企業団体中央会・新年賀詞交歓会
 出席予定者：岡野事務局長

第2号議案 事務局年末年始休暇について

12月28日（土）～1月5日（日）とする。

第3号議案 50周年記念行事について

記念行事は“50”周年に拘らず、組合の業績を勘案しながら別途、委員会を立ち上げて計画する。

記念行事準備委員会の委員長を広江副理事長に願います。

（4）その他

- ・次回理事会 平成25年12月19日（木）

*開始は2時～4時とする。

平成25年11月度業務報告

・月 日 (曜)	・内 容 等	・来局理事等
10月11日 (金)	消防設備士受験準備講習会 第3類 文京シビックセンター3階B会議室	・・・松原理事
10月17日 (木)	10月度理事会 文京区民センター3階E会議室	
10月23日 (水)	業務決裁	・・・ 藤岡副理事長 (会社にて)
10月24日 (月)	第38回防排煙検討委員会 文京シビックセンター5階D会議室	
11月1日 (金)	賀詞交歓会打合せ	・・・東京ガーデンパレス 薄井氏
11月5日 (火)	消防設備士受験準備講習会 第6類 文京シビックセンター5階D会議室	
11月6日 (金)	業務決裁	・・・藤岡副理事長 (会社にて)
11月7、8 (木、金)	消防設備士受験準備講習会 第4類 全水道会館 (7日) 文京区民センター2階B会議室 (8日)	
11月14日 (木)	経営診断	・・・小出会計
11月21日(木)	11月度理事会 文京区民センター2階C会議室 業務決裁	・・・藤岡副理事長

平成25年11月26日
消 防 庁**消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（消防庁長官告示）の一部を改正する件（案）等に対する意見募集結果、告示の公布及び今後の対応**

消防庁では、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（消防庁長官告示）の一部を改正する件（案）等の内容について、平成25年8月30日から平成25年9月29日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、意見はありませんでした。また、意見募集の結果を踏まえ、当該告示を本日公布しました。

1 意見募集の結果

告示案について、平成25年8月30日から平成25年9月29日までの間、意見を募集したところ、意見はありませんでした。

2 告示の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果等も踏まえて検討し、以下の告示を平成25年11月26日に公布しました。

- (1) 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（消防庁長官告示）の一部を改正する件（平成25年消防庁告示第19号）
- (2) 型式適合検定の方法をデータ審査方式による方法とすることができる製造工程における検査の信頼性が確保されているものを定める件（平成25年消防庁告示第20号）

3 公布された告示の内容

今回の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（消防庁長官告示）の一部を改正する件等の主な改正事項は、以下のとおりです（告示の概要は別紙のとおりです。）。

- (1) 消防用設備等の点検要領に示している不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備等の容器弁の安全性に係る点検項目及び点検期限について、容器弁の消防用設備等の点検の基準において新たに規定し、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備等の容器弁の点検の実効性の向上を図るとともに、点検票について所要の規定の整備を行うものです。
- (2) 型式適合検定の方法をデータ審査方式による方法とすることができるものについて、検定対象機械器具等で製造工程における信頼性が確保されているものとして次に定めるもののうち、主要な項目の検査に係る測定結果が製造工程において確実に記録されるものとするものです。
 - (1) 火災報知設備の感知器
 - (2) 住宅用防災警報器

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式 を定める件の一部を改正する件等について

平成25年11月
消防庁予防課

【概要】

不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備等の容器弁の点検の実効性の向上を図るため、当該容器弁の点検項目及び点検期限等を新たに規定する等の改正を行うほか、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）が改正され、型式適合検定が、立会い方式を原則とするが、データ審査方式の方法によることできることに規定が変更されたことに伴い、所要の告示を定めるものである。

1. 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件について

【改正理由】

不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備等の容器弁の耐圧性能や気密性能等の安全性に係る点検については、現在、消防用設備等の点検要領に基づき行っているところであるが、安全性に係る点検の実施率が低いこと等を踏まえ、安全性に係る点検の実効性の向上等を図るべく、ガス系消火設備等の容器弁の安全性に係る点検基準について告示化を行うこととした。

【内容】

不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備等の容器弁の点検の実効性の向上を図るため、過去の容器弁の耐久性に係る試験データや意見公募の結果等を踏まえ、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備の点検基準について、不活性ガス消火設備のうち消火剤に二酸化炭素を用いるものにあつては点検期限を25年、それ以外のもの（不活性ガス消火設備のうち消火剤に二酸化炭素を用いるもの以外のもの、ハロゲン化物消火設備等）にあつては点検期限を30年とする。また、安全性に係る点検項目を新たに規定するとともに、点検票について所要の規定の整備を行う。

【施行期日・経過措置】

公布の日から施行する。

また、所要の経過措置を設けるものとする。

2. 型式適合検定の方法をデータ審査方式による方法とすることができる製造工程における検査の信頼性が確保されているものを定める件について

【理由】

消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）が改正され、型式適合検定が、立会い方式を原則とするが、データ審査方式の方法によることできることに規定が変更されたことに伴い、データ審査方式で行うことができる検定対象機械器具等を定める。

【内容】

検定対象機械器具等で製造工程における信頼性が確保されているものとして次に定めるもののうち、主要な項目の検査に係る測定結果が製造工程において確実に記録されるものとする。

- (1) 火災報知設備の感知器
- (2) 住宅用防災警報器

【施行期日】

平成 26 年 4 月 1 日



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

(告 示)

○消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件(消防庁一九)

告 示

○消防庁告示第十九号
消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件(平成十六年消防庁告示第九号)第二及び第四の規定に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件(昭和五十年消防庁告示第十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月二十六日

消防庁長官 大石 利雄

別表第六一(イ)を次のように改める。

(イ) 容器弁

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにおいて当該点検後速やかに、その他のものうち、二酸化炭素を消火剤として用いるものにおいては設置後または容器弁の安全性の点検の実施後25年を経過するまでの間に、二酸化炭素以外のものを消火剤として用いるものにおいて当該設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に次の事項について実施すること。この場合において、二酸化炭素を消火剤として用いるものにおいて当該設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後25年を経過するまでの間に、二酸化炭素以外のものを消火剤として用いるものにおいて当該設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。)にあっては、採取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

(a) 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 表示

適正であること。

別表第六一(イ)(ロ)の「イ」の「ロ」を「ハ」に改める。

(ロ) 安全装置(容器弁に設けられたものに限る。)

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにおいて当該点検後速やかに、その他のものうち、二酸化炭素を消火剤として用いるものにおいて当該設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後25年を経過するまでの間に、二酸化炭素以外のものを消火剤として用いるものにおいて当該設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に次の事項について実施すること。この場合において、二酸化炭素を消火剤

として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後25年を経過するまでの間に、二酸化炭素以外のものを消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

- (a) 外觀 容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
- (b) 構造、形状及び寸法 設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。
- (c) 耐圧性能 所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。
- (d) 気密性能 所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。
- (e) 安全装置の作動 安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。
- (f) 表示 適正であること。

図表第101のハの次に加ふる。

ウ 容器弁

(イ) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(ロ) 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

- a 外觀 容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
- b 構造、形状及び寸法 設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。
- c 耐圧性能 所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。
- d 気密性能 所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。
- e 表示 適正であること。

別表第101のハの次に次のように加ふる。

エ 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

(イ) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

- a 外觀 容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
- b 構造、形状及び寸法 設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。
- c 耐圧性能 所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。
- d 気密性能 所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。
- e 安全装置の作動 安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。
- f 表示 適正であること。

図表第101のハの次に加ふる。

ウ 容器弁

(イ) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(ロ) 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

- a 外觀 容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
- b 構造、形状及び寸法 設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。
- c 耐圧性能 所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。
- d 気密性能 所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。
- e 表示 適正であること。

別表第七ー(ロ)にキヤキョウ、オキカキョウ、エネオキョウの次に次のように加える。

エ 安全装置 (容器弁に設けられたものに限る。)

(7) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(4) 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合 (安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。)にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

a 外觀

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

f 表示

適正であること。

別表第七ー(ロ)にキヤキョウ、オキカキョウ、エネオキョウ。

(7) 容器弁

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合 (容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。)にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

(a) 外觀

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 表示

適正であること。

別表第七ー(ロ)にキヤキョウ、オキカキョウ、エネオキョウの次に次のように加える。

(ロ) 安全装置 (容器弁に設けられたものに限る。)

(7) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(4) 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合 (安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。)にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

(a) 外觀

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

(f) 表示

適正であること。

別表第七ー(ロ)にキヤキョウ、オキカキョウ、エネオキョウ。

(7) 容器弁

(7) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(4) 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合 (容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。)にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

a 外觀

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 表示

適正であること。

別表第七(一)③中「キヤム」として「エ」から「マ」までを「オ」から「キ」までとして、「ウ」の次に次のように加える。

エ 安全装置 (容器弁に設けられたものに限る。)

(7) 外形 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(4) 安全性 安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合 (安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。)にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

a 外觀 容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法 設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

f 表示

適正であること。

別表第七(一)③中「キヤム」として「エ」から「マ」までを「オ」から「キ」までとして、「ウ」の次に次のように加える。

ウ 容器弁

(7) 外形 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(4) 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合 (容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。)にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

a 外觀

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 表示

適正であること。

別表第七(一)③中「キヤム」として「エ」から「マ」までを「オ」から「キ」までとして、「ウ」の次に次のように加える。

エ 安全装置 (容器弁に設けられたものに限る。)

(7) 外形 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(4) 安全性 安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合 (安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。)にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

a 外觀

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

f 表示

適正であること。

別表第七(一)③中「キヤム」として「エ」から「マ」までを「オ」から「キ」までとして、「ウ」の次に次のように加える。

ウ 容器弁

(7) 外形 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(4) 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合 (容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。)にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

a 外觀

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

- (d) 気密性能
所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。
- (e) 表示
適正であること。
- (四) 安全装置 (容器弁に設けられたものに限る。)

- a 外形
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
- b 安全性
安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合 (安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。)にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

- (a) 外観
容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
- (b) 構造、形状及び寸法
設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。
- (c) 耐圧性能
所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。
- (d) 気密性能
所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。
- (e) 安全装置の作動
安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶接式のものにあつては作動温度、封板溶接式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。
- (f) 表示
適正であること。

別表第一(四)中の「イ」及び「ロ」。

- ウ 容器弁
- (イ) 外形
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
- (ロ) 安全性
容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合 (容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。)にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

- a 外観
容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
- b 構造、形状及び寸法
設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

- c 耐圧性能
所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。
- d 気密性能
所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。
- e 表示
適正であること。
- エ 安全装置 (容器弁に設けられたものに限る。)

- (イ) 外形
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
- (ロ) 安全性
安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合 (安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。)にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

- (a) 外観
容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
- (b) 構造、形状及び寸法
設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。
- (c) 耐圧性能
所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。
- (d) 気密性能
所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。
- (e) 安全装置の作動
安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶接式のものにあつては作動温度、封板溶接式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。
- (f) 表示
適正であること。

別表第一(四)中の「イ」及び「ロ」。

- イ 安全装置 (容器弁に設けられたものに限る。)
- (イ) 外形
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
- (ロ) 安全性
安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合 (安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。)にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

- a 外観
容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

- b 構造、形状及び寸法
 - c 設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。
 - d 耐圧性能
 - c 所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。
 - d 気密性能
 - c 所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。
 - d 安全装置の作動
 - e 安全装置のうち、封板式のものにあっては作動圧力、溶栓式のものにあっては作動温度、封板溶栓式のものにあっては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあっては作動圧力が適正であること。
 - f 表示
 - e 適正であること。

原簿第二十七号ハヤシのヨロシヨシヨシ

エ 容器弁

- (ア) 外形
 - b 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
- (イ) 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあっては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

- a 外觀
 - b 容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
 - c 構造、形状及び寸法
 - d 設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。
 - e 耐圧性能
 - c 所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。
 - d 気密性能
 - c 所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。
 - d 表示
 - e 適正であること。

原簿第二十七号ハヤシのヨロシヨシヨシ

(ウ) 容器弁

- a 外形
 - b 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
- b 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあっては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

- (a) 外觀
 - b 容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
 - c 構造、形状及び寸法
 - d 設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。
 - e 耐圧性能
 - c 所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。
 - d 気密性能
 - c 所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。
 - d 表示
 - e 適正であること。

原簿第二十七号ハヤシのヨロシヨシヨシ

(エ) 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

- a 外形
 - b 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
- b 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあっては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

- (a) 外觀
 - b 容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
 - c 構造、形状及び寸法
 - d 設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。
 - e 耐圧性能
 - c 所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。
 - d 気密性能
 - c 所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。
 - d 安全装置の作動
 - e 安全装置のうち、封板式のものにあっては作動圧力、溶栓式のものにあっては作動温度、封板溶栓式のものにあっては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあっては作動圧力が適正であること。
 - f 表示
 - e 適正であること。

原簿第二十九号「1 機器点検」の「1 機器点検」の事項について確認すること。」

原簿第二十七号ハヤシのヨロシヨシヨシ

イ 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

- (ア) 外形
 - b 変形、損傷、著しい腐食等がなく、開閉位置が正常であること。

別表第二十一(イ)の次に掲げる。

イ 容器弁

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合(容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。)にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

a 外觀

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 表示

適正であること。

(イ) 安全性
安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合(安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。)にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

a 外觀

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶接式のものにあつては作動温度、封板溶接式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

f 表示

適正であること。

別表第二十一(ロ)の次に掲げる。

(ウ) 容器弁

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合(容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。)にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

(a) 外觀

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 表示

適正であること。

別表第二十一(エ)の次に掲げる。

(イ) 安全装置(容器弁に設けられたものに限る。)

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合(安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。)にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

(a) 外觀

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶接式のものにあつては作動温度、封板溶接式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

(f) 表示

適正であること。

別記様式第 6 (その 1) を次のように改める。
別記様式第 6

(その 1)

不活性ガス（二酸化炭素、窒素、IG-55、IG-541）消火設備点検票 (区画名：(設備方式：全域・局所・移動))

名 称 所在 点検種別 資格 番号 点検年月日 年 月 日 防火管理者 防 火 管理 者 立 会 者

点検者 氏名 点検者 所属会社 住所 社名 住所 TEL

点検項目 点検結果 不良内容 措置内容

種別・容量等の内容判定 機器 点検

消火剤貯蔵容器等	高圧式	安全装置	容器弁	外形						
			安全装置	外形						
	低圧式	容器弁	安全装置	外形						
			安全装置	外形						
	放出弁	電気式	外形							
			電気式							
	放出弁	電気式	外形							
			電気式							
	放出弁	電気式	外形							
			電気式							
放出弁	電気式	外形								
		電気式								
放出弁	電気式	外形								
		電気式								

備考 1 この川紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4 選取のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
6 ※印のあるものは、(その5) に各該ことの点検結果を記入すること。

別記様式第 7 (その 1) を次のように改める。
別記様式第 7

(その 1)

ハロゲン化物（ハロン2402、1211、1301、HFC-23、HFC-227ea、FK-5-1-12）消火設備点検票 (区画名：(設備方式：全域・局所・移動))

名 称 所在 点検種別 資格 番号 点検年月日 年 月 日 防火管理者 防 火 管理 者 立 会 者

点検者 氏名 点検者 所属会社 住所 社名 住所 TEL

点検項目 点検結果 不良内容 措置内容

種別・容量等の内容判定 機器 点検

消火剤貯蔵容器等	高圧式	安全装置	容器弁	外形						
			安全装置	外形						
	低圧式	容器弁	安全装置	外形						
			安全装置	外形						
	放出弁	電気式	外形							
			電気式							
	放出弁	電気式	外形							
			電気式							
	放出弁	電気式	外形							
			電気式							
放出弁	電気式	外形								
		電気式								
放出弁	電気式	外形								
		電気式								

備考 1 この川紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4 選取のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
6 ※印のあるものは、(その5) に各該ことの点検結果を記入すること。

事務局だより

◎組合行事予定及び組合員情報

- 平成25年12月19日(木) ボウリング大会(高田馬場 BIGBOX)
及び忘年会
- 平成26年1月16日(木) 新年賀詞交歓会(東京ガーデンパレス)
ご案内を同封します。万障お繰り合わせの上ご参加ください。
- 事務局・年末年始の休日について
添付別紙の通り：年末12月28日より、年始1月5日まで休業です。
宜しくお願ひいたします。
- 組合員退会： テクノ防災サービス株式会社
- 組合員代表者(代表取締役社長) 交替：
株式会社オガワ防災 (新) 小川真澄 (前) 小川健二

◎共済制度について

- 消防設備保守・点検・設置工事等の賠償責任保険：
三井住友海上火災保険株式会社(代理店・株式会社サンリビング)と提携
しています。請負業者賠償責任保険・生産物(完成工事)賠償責任保険・
受託者賠償責任保険がセットになった総合型の保険です。
- 自動車共済制度：
関東自動車共済共同組合と提携しています。
- 団体傷害補償制度：
三井住友海上火災保険株式会社(代理店・株式会社サンリビング)と提携
しています。

◎ご注文は今後も FAX でお願いします。

組合員の皆様には、いつも FAX でご注文をいただき誠にありがとうございます。
ご注文の商品名・数量等間違いのない納品をさせて頂くために、
ご注文は今後とも FAX でお願いいたします。

平成 25 年 12 月 日

組 合 員 各 位

年 末 年 始 の 休 業 日 の ご 案 内

拝啓

平素より当組合事業にご協力賜り誠に有難う御座います。

さて、年末年始の業務は下記の日程になります。

何かとご不便をおかけしますが、宜しくお願い申し上げます。

謹 白

年 末 12月28日(土) より～

年 始 1月 5日(日) 迄休業

(1月 6日(月) より通常営業)

文 京 区 本 郷 1 - 1 5 - 6

日 本 防 災 設 備 協 同 組 合